

## 魚の美味しいまち鶴岡キャンペーン

「飲食・観光需要喚起事業（誘客に係る独自クーポン・広告等の制作支援事業）」に係る

### Q & A

#### 【補助対象】

Q キャンペーン期間中にご来店いただいたお客様に「次回使える割引券」を配布したいと考えているが、その割引券を自分で制作した場合にその経費は対象となるか。

A キャンペーン期間中に配布する割引券の制作の場合、自分で制作した場合は対象外となります。制作を他社（印刷会社や専門業者、ネットでの注文・制作も可）に委託した場合のみ対象となります。

Q キャンペーン中であることを広告掲載しようと考えているが、可能か。またその場合の条件などはあるか。

A 単に事業者の広告の場合は対象外となるが、次のような広告の場合は対象となります。

- 広告にキャンペーン（魚の美味しいまち鶴岡キャンペーン）参加中の記載あり
- 「地魚応援中」「地魚消費キャンペーン中」など鶴岡の地魚を提供していることが分かる記載があること

Q. 広告掲載する場合に、割引や一品サービスなどの付加価値の記載は必要ないか。

A. 割引等の記載がなくても広告については対象となります。

Q. 次回来店時に使えるサービス券を制作しようと思うが、利用期間、利用期限の条件はあるか。

A. 利用期間、利用期限については、消費拡大キャンペーン中（10月28日～12月27日）の内14日以上は利用期間に含めることとし、利用期限については令和3年3月末までとします。

例) 割引券の使用期間・使用期限⇒令和2年12月10日～令和3年3月31日○  
例) 「」 「」 ⇒令和2年12月15日～令和3年1月31日×

※下段の場合はキャンペーン期間中の日数が13日しか含まれていないため×

Q. サービス券、割引券の場合、制作にかかる（委託）費用のみが補助対象となり、割引に係る経費（割引分の金額やサービスに係る経費）は対象外という認識でよいか

A. お見込みのとおりです。

- Q. 複数店舗がまとまり、広告や割引クーポン（申請者の店舗で共通に使用できる）の制作を考えているが、その場合の申請や補助額などはどうなるか。
- A. 複数店舗（連携体：※キャンペーン参加店舗に限る）での申請も可能です。その場合の補助上限額は複数人×5万円となります。

【流れ・資料等】

- Q. 補助金はいつ交付となるか。
- A. 実績報告をいただき、審査・補助金額確定後に交付（口座振込）となります。申請から交付までの流れを下記のとおりです。
- ①補助申請 ⇒ ②受付・審査 ⇒ ③補助採択・交付決定 ⇒ ④事業実施  
 ⑤実績報告 ⇒ ⑥審査・確認 ⇒ ⑦交付金額確定・通知 ⇒ ⑧補助金振込
- ※申請者対応 ⇒①④⑤  
 ※協議会対応 ⇒②③⑥⑦⑧

- Q. 補助採択、交付決定前に事業に着手した場合はどうなるか。
- A. 対象外となります。補助交付決定日以降に契約、支払いしたものが対象となりますのでご留意願います。
- |          |        |               |        |   |
|----------|--------|---------------|--------|---|
| 例) 交付決定日 | 10月20日 | 広告掲載          | 10月25日 | ○ |
| 例) 交付決定日 | 〃      | 広告掲載          | 10月18日 | × |
| 例) 交付決定日 | 〃      | クーポン制作経費領収書月日 | 10月19日 | × |
| 例) 交付決定日 | 〃      | 〃             | 11月10日 | ○ |

- Q. 実績報告時に提出しなければならない書類について教えていただきたい
- A. 実績報告書（様式3）、事業報告書及び収支決算書(様式4)は必ず提出することになります。加えて、作成・制作した原本（チラシやクーポン券など）、広告の場合はそのコピー、領収書（支払いの証拠となるもの）を提出いただきます。

- Q. 補助金はいつ入金されるのか
- A. 実績報告を提出いただき、協議会で審査・確認し、交付金額を確定します。その後、口座振込にて補助金を交付いたします。概ね、実績報告受領後、約2週間後の支払い・交付となります。